「埼玉県虐待禁止条例改正案」を取り下げたことは当然

政治の責任での子育て支援を求める(声明)

2 0 2 3 年 1 0 月 1 0 日 埼 玉 県 教 職 員 組 合 中央執行委員長 北村 純一

10月6日、埼玉県虐待禁止条例の改正案が県議会福祉保健医療委員会で審議され、提案した自民党と公明党の委員が賛成し可決された。しかし、この間に沸き起こった反対の世論に押される形で、9月定例会での改正案を取り下げることを決めた。自民党県議団長の田村琢実氏は、記者会見で取り下げの理由について、「説明不足が一つに挙げられる」と述べている。虐待禁止の名目で、今後も子育てを家庭の責任に押し付ける条例策定が心配される。自民党県議団の家族観や子育て政策の抜本的転換が求められている。

断念した改正案や委員会での質疑によると、子どもだけで留守番・外出させることは「放置」で虐待に当たるとし、また子どもの養護者の状況は考慮せず、「放置」全般を禁止するものである。禁止の行為があまりに広く、法学者からも憲法に抵触しかねないと批判されている。また罰則規定はないが、県民に通報の義務を課している。行政の子育て施策が全く整っていない中で、養護者が常に監視し合う社会を想定している。

児童の虐待防止は、たいへん重要な社会的課題である。しかし必要なことは養護者を禁止事項で縛ることではなく、子どもと養護者を社会全体で応援することである。不登校の子どもが増加する中、家庭で自立する力を蓄えようとしている子どももいる。

また近年、学校現場では教員不足がまん延、長時間労働が常態化している。今回の条例改正案では、この条例が可決することで、子どもだけで登下校時の見守りが教職員に課せられ、長時間労働に拍車がかかる恐れもあり、その点も問題を広げる。

埼玉県議会は、子どものいのちと幸せのために何が必要なのかをもっと大本から議論し、現場の声を聞くべきである。すべての子どもたちの健全な成長のために、行政は子育て支援の予算をしっかりと確保し政策化することを求める。学童保育室や児童館等、社会教育施設とそこで働く職員を十分に確保して、子どもと保護者の笑顔が輝く施策を充実させることを求める。

社会的なインフラを整備せず、急激な物価高騰もあり8時間働けば人間らしい生活ができるような賃金も保障されていない中で、虐待禁止の名目ですべてを家庭の責任に押し付けることは、政治の責任放棄である。

今回の条例案策定にあたって、委員会審議で賛成した自民党と公明党に厳しく抗議するとともに、政治 の責任で一層の子育て支援を求める。